

令和3(2021)年度 とちぎの公共交通データ更新業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が実施する「令和3(2021)年度 とちぎの公共交通データ更新業務委託」（以下、「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

県内の公共交通に関する基礎的なデータ集として作成している『とちぎの公共交通』について、時点修正を行い、最新の資料として活用できるものを作成する。

2 業務内容

(1) 計画準備

乙は、業務の目的と内容を把握したうえで、業務計画書を作成し、甲に提出する。

(2) 鉄道・バスネットワークの概況に関する図表等の更新

ア 鉄道・バス路線網に関する図表等の更新

本県における鉄道・バスの路線網の状況並びに全国との比較について、付与されたデータ並びに公表資料から整理し、関連する図表等を更新する。

イ 人口カバー状況に関する図表等の更新

発注者から提供する輸送実績報告及び市町村生活交通に関するデータからバス路線の変更及び各路線の運行回数を GIS データに反映させて、ネットワーク図を更新する。また、市町ごとの人口カバー率を算出し、関連する図表等を更新する。

(3) 輸送実績並びに補助等の概況に関する図表等の更新

発注者から提供する輸送実績報告及び市町村生活交通に関するデータ等をもとに、輸送人員や収支率、生活交通運行補助の推移等に関するデータベース及び関連する図表を更新する。

(4) 鉄道路線一覧の更新

市販の時刻表等をもとに、鉄道路線一覧（JR東日本・東武鉄道・第三セクター）を更新する。

(5) バス系統一覧の更新

発注者から提供する輸送実績報告及び市町村生活交通に関するデータ等をもとに、バス系統一覧（民間バス、市町村生活交通）を更新する。

3 責任者

乙は、業務に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により甲に報告しなければならない。

4 成果品

本業務の成果品は、パワーポイント形式の電子データ及びオリジナルデータとし、CD-ROM 等の電子媒体により納品する。

5 納期

納期は令和 4（2022）年 3 月 25 日限りとする。

6 委託料の支払い

全業務後の完了払いとする。

7 その他

本仕様書に明記されていない事項又は同内容等に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。